

# 平成27年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会

開会 午後3時05分

○事務局（清谷） ただ今から、「平成27年度 第1回 大阪府環境審議会野生生物部会」を開催いたします。本日の司会を務めさせていただきます「環境農林水産部動物愛護畜産課」の清谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の部会は、大阪府情報公開条例に基づきまして、公開で行うこととされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、環境農林水産部動物愛護畜産課長の西池から挨拶を申し上げます。

○事務局（西池） 動物愛護畜産課長の西池でございます。本日は、「平成27年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会」の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から府政各般、とりわけ鳥獣保護行政に格別のご指導、ご協力をいただきましてありがとうございます。この場をお借りして、御礼を申し上げます。

さて、大阪府におきましては、第11次鳥獣保護事業計画及びシカ・イノシシ保護計画を柱といたしまして、野生鳥獣の適正な保護と管理を推進するための各種の施策を展開しているところです。しかしながら、シカ・イノシシの野生鳥獣による農林水産業や生活環境などへの被害が、府内各地で発生していることや、捕獲の担い手である狩猟者の方々の確保など、さまざまな課題があることも現状でございます。

さらに、昨年5月30日に交付されました鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正が、今月の29日に施行されることになっており、法の目的に鳥獣の管理が加えられ、事業計画等の体系も変更がございます。

それらの状況を受け、前回、1月28日に開催いたしました審議会において、改正鳥獣法に基づく鳥獣保護管理事業計画、シカ及びイノシシの第2種管理計画の鳥獣3計画について、大阪府から環境審議会へ諮問し、審議していただきました。本日は、3月に実施したパブリックコメントや関係機関との協議を経た内容等を踏まえ、引き続き鳥獣3計画について、審議いただく予定となっております。

なお、今回審議いただく事項に関しましては、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第5項の規定により、本部会での決議をもって、審議会の決議とすることになっております。委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見、ご提言をいただきますように、お願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

○事務局（清谷） それでは、資料の確認をさせていただきます。事前に資料をお送りさせていただいていたのですが、直前になり差し替え等が出てきましたので、すべて、今日お配りした資料で、本日の会議を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお

願います。

それでは、まず、「平成27年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会」と書いた表紙です。その裏面が次第です。

次に配席図、裏面が委員名簿

野生生物部会の運営要領

■大阪府鳥獣保護管理事業計画（第11次）

資料1-1 第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画の主な変更項目について

資料1-2 第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画（案）の概要

資料1-3 第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画（案）

■大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第3期）

資料2-1 大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第3期）の主な変更項目について

資料2-2 大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第3期）（案）の概要

資料2-3 大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第3期）（案）

■大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第2期）

資料3-1 大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第2期）の主な変更項目について

資料3-2 大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第2期）（案）の概要

資料3-3 大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第2期）（案）

■共通

資料4-1 前回の野生生物部会及びシカ・イノシシ保護管理検討会での委員意見に対する対応状況

資料4-2 「第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画（案）」他2計画に対する府民意見等募集結果及びご意見に対する大阪府の考え方（案）

次に審議と別になりますが、参考資料としまして、

参考資料1 ニホンシカ及びイノシシの生息状況等の結果について

参考資料2 大阪府ツキノワグマ出没対応方針とツキノワグマ出没要注意のチラシ

最後に、「鳥獣保護法」の一部を改正する法律についてという縦一枚ものの資料

以上でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、前回の野生部会から古川委員の後任として、ご就任いただきました栗本委員でございます。今回、初めてご出席ということですので、ご紹介させていただきます。

ほかの委員の方々につきましては、お手元にお配りしております配席表に、お名前を記しておりますので、ご紹介については省略させていただきます。

なお、本日の委員の出席状況でございますが、笹川委員、前迫委員、黒田委員、細谷委員の4名は、他の用務と日程が重なりまして、ご欠席されております。本日の出席委員でございますが、委員定数9名のうち5名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第2項の規定に基づきまして、本部会が成立していただきますことをご報告申し上げます。

それでは、これ以降の議事につきましては、石井部会長にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

○石井部会長 こんにちは。部会長を務めております石井でございます。先ほどまいりまして、今日は定足数ぎりぎりということで、皆さん最後までよろしくお願いいたします。

それでは、今日の議題ですが、次第にございますように、審議事項3件でございます。

「第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画」について、「大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第3期）」について、それから、「大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第2期）」についてということです。これらにつきましては、審議事項ですので一件ずつやらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、「第11次大阪府鳥獣保護管理計画」について、事務局から、ご説明をお願いいたします。

○事務局（清谷） 動物愛護畜産課の清谷です。「第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画」について、説明させていただきます。すみません。失礼して、座って説明させていただきます。

まず、今年の1月28日に、野生生物部会を開催いたしまして、その部会の中で、大阪府が策定している鳥獣3計画につきまして、諮問してご審議いただいたところです。

まずは、前回の野生生物部会のときに、ご説明させていただいた内容と、あと、この5月29日に「鳥獣保護法」が施行されるということなのですが、そこら辺の背景について、少し簡単にご説明させていただいたあと、具体的な中身について、説明していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料1の位置関係と資料4の位置関係、あと、このA4の縦の一枚もの「鳥獣保護法」の改正、概要で説明させていただきたいと思っております。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、「鳥獣保護法」の一部を改正する法律について、平成26年5月30日に交付されまして、平成27年の5月29日に施行される予定となっております。

まず、改正の必要性としまして、ニホンジカ・イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化していることが、まず挙げられます。

次に二つ目として、狩猟者の減少、高齢化等により、鳥獣捕獲の担い手が減少していることが挙げられます。以上のことから、鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手の育成が必要ということが挙げられております。

次に改正の内容ですが、大きく六つございます。まず一つ目ですが、題名目的等の改正です。これはその数が著しく増加し、または、その生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業、または生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置づけるため、法の題名を、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律にあらため、法の目的に鳥獣の管理を加える。これに伴って鳥獣の保護及び管理の定義を規定することとされております。

鳥獣の保護と管理の定義なのですが、まず、鳥獣の保護ですが、その生息数を適正な水準に増加させ、もしくはその生息地を適正な範囲に拡大させること。または、その生息数の水準及びその生息地の範囲を維持させることとあります。

次に鳥獣の管理ですが、その生息数を適正な水準に減少させ、または、その生息地を適正な範囲に縮小させることということです。

次に二つ目としまして、施策体系の整理です。都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する鳥獣保護事業計画ですが、こちらに管理という言葉を加えて、「鳥獣保護管理事業計画」にあらためるということになっております。

また、特に保護すべき鳥獣のための計画、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づけるとされております。この第一種の特定鳥獣の保護計画と第二種の特定鳥獣の管理計画につきましては、都道府県知事が策定することになっております。

第一種の保護管理計画ですが、その生息数が著しく減少し、またはその生息地の範囲が縮小している鳥獣の保護に関する計画です。

次に第二種の管理計画ですが、その生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画です。大阪府におきましては、今のところシカとイノシシの保護管理計画をつくっていますが、こちらのほうで施策体系が明確に分かれましたので、大阪府につきましては、第二種の特定鳥獣の管理計画、これはシカとイノシシになりますが、こちらを策定していくこととなります。

次に三つ目です。指定管理鳥獣捕獲等事業の創設です。内容につきましては、今回の中身と関係がないところなので省略させていただきます。

次に四つ目としまして、認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入がございます。

五つ目としましては、住居集合地域帯における麻醉銃猟の許可がございます。

六つ目としまして、網猟免許及びワナ猟免許の取得年齢の引き下げがございます。今までは、20歳以上となっていましたが、18歳以上から引き下げられたということです。交付の日から起算して一年以内の政令で定める日から施行するということですので、昨年5月30日に交付されています。一年以内ということですので、ちょうどぎりぎり今年の5月29日で施行されるという流れになっております。

それで、資料1-1をご覧くださいなのですが、第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画の主な変更項目についてということで、まず、先ほど少し説明させていただきましたが、まず、名称です。こちらは、今現時点では、鳥獣保護事業計画でしたが、こちらに管理という言葉を加えまして、鳥獣保護管理事業計画として修正していきます。

次に二つ目としまして、施策体系の整理でございます。これは特に管理すべき鳥獣のための計画としまして、大阪府のシカ第二種鳥獣管理計画、これは第3期でございます。

次に大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画を策定することといたしました。

次に文言の修正でございます。鳥獣の保護という文言でしたが、鳥獣の保護及び管理として文言を修正しております。

あと、数値等の時点修正がございます。現行の11次計画の中に使っているデータにつきましては、前回に計画を策定したときの、一番最新のデータを使っていたのですが、現時点で分かっている最新のデータです。平成22年度から平成26年度、これは平成26年の12月末時点でございますが、こちらのほうに時点修正しているところです。

次に一枚めくっていただきまして、資料1-2です。先ほど少し説明させていただいたのですが、まず、名称です。「鳥獣保護管理事業計画」と変更になります。この鳥獣保護管理事業計画なのですが、都道府県の実施する鳥獣保護事業についての基本的な考えや施策

のあり方を示す枠組みであり、環境大臣が定める基本指針に基づいて、都道府県が作成する5カ年の計画です。今般、「鳥獣保護法」の一部改正に伴いまして、国のほうが基本指針を変更しております。それにより、都道府県のほうでも現在策定している計画を変更するところ です。

次に第1次鳥獣保護管理事業計画の概要です。もともとあった計画で、変更したところについては、下線を引かせていただいておりますので、下線部分を中心に説明させていただきます。

まず、第1です。鳥獣保護管理事業計画の計画期間ですが、これは平成24年の4月1日から、平成29年の3月31日までの5カ年間ということになっております。平成27年の5月29日の法施行と同時に、変更されるということになっております。

第2のところですが、鳥獣の保護、特別保護区に関する事項ですが、ここにつきましては、鳥獣保護区の指定の部分につきまして、若干変更がございましたので、数値の変更を行っております。

次に第4のところ です。ここが、今回、大きく変わったところ です。鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項、捕獲の目的別に許可基準を設定しております。これにつきまして、黒丸の二つ目です。鳥獣の保護を目的とする場合と黒丸の三つ目ですが、鳥獣の管理を目的とする場合ということで、明確にここで項目出しを行っております。

鳥獣の保護を目的とする場合としましては、鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的と傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的、この二つがござい ます。

次に鳥獣の管理を目的とする場合ですが、有害鳥獣捕獲を目的とする場合と第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合がござい ます。この第二種特定鳥獣管理計画というのは、現行の計画では、保護管理計画となっておりますので、ここの名称が変更になっております。

次に第5ですが、特定猟具使用禁止区域に関する事項です。こちらにつきましても、当初の計画から、1箇所、新規で指定したところ がござい ますので、こちらにつきましても、最新のデータに変更しております。

次に第6です。第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項です。ここにつきましては、シカ及びイノシシとの軋轢を軽減し、長期にわたる安定的な共存を図るため、第2種特定鳥獣管理計画策定となっております。大阪府におきましては、先ほども申し上げましたが、シカとイノシシについて、特に管理していこうということですので、シカとイノシシの第二種鳥獣管理計画というものを 変更して新たに策定するということになっております。

管理の目標と計画の期間につきましては、今回、法改正に伴う文言修正が一番のメインのところですので、大きくは触っておりません。後ほどシカの計画とイノシシの計画の中で具体的な話はさせていただきたいと思いますが、基本的な管理目標、計画期間については、変更はございません。

ただし、少し分かりにくいのですが、シカとイノシシの計画につきましては、平成27年5月29日の法施行に伴い、新たに策定するということになっております。これは現行の「鳥獣保護法」で今の保護管理計画を策定していますが、法律が変わったことにより、

今の名前のままでは失効してしまうということですので、ただし、中身的なものにつきましては、今あるものを変更して、新たに策定するという事です。ですから、こちらにつきましては、平成27年5月29日から、平成29年3月31日ということになっております。

すみません。ここは間違っております。計画期間は平成27年5月29日からです。申し訳ございません。

次に第7ですが、第7は特に変更はございません。あと、第8と第9ですが、今、鳥獣保護員ということで、鳥獣保護区の管理ですとか、あと、一般府民の方へのいろいろな野生鳥獣の啓発等を行っていただいておりますが、管理という名称が入ったので、鳥獣保護管理員ということで、新たに名前が変わるところです。

前回、説明させていただいた内容については、以上までです。それを踏まえまして、資料4-1をご覧ください。「平成26年度第2回大阪府環境審議会野生生物部会」における第11次計画の委員意見とその対応についてということで、取りまとめております。

この11次計画なのですが、この3月2日から31日まで、パブリックコメントを実施しております。パブリックコメント実施前に、この対応状況につきましては、各委員の皆さまにメールでお送りさせていただいておりますところですが、今回、あらためてご説明させていただきたいと思っております。

まず、委員の意見としまして、意見の①です。こちらは計画の本文と一緒に併せて見ていただければ分かりやすいかと思っておりますので、資料1-3の6ページ、7ページをお開きください。そこで2の鳥獣の捕獲等の採取等に係る許可基準の設定の(1)のところ。ここで許可をしない場合の基本的な考え方がございます。右のページにいただきまして、(2)です。許可する場合の基本的な考え方がございます。

前回の部会の中で意見がありましたが、許可する場合のみ、基本という文言が使われている。許可しない場合は、基本的という文言は入っていない。これは、するしないで表現が異なるのは、すごく違和感を感じるという意見がございました。その対応状況としましては、修正しております。

修正部分は6ページの2番の(1)です。許可をしない場合の二重線を引いていますが、基本的な考え方ということで、これにつきましては、許可する場合の基本的な考え方ということで、同じにしておいたほうがいだろうということで、これを追加しております。

次に意見の②番です。こちらは7ページなのですが、(2)の④です。(2)です。愛玩のための使用の目的のところ。こちらは愛玩のための使用の目的での捕獲は、許可しないと書かれております。しかし、この上から4行目を見ますと許可する場合の基本的な考え方に入っているということなので、これは6ページのほうの許可をしない場合の基本的な考え方のほうに入れるべきではないかという意見がございました。

ここにつきましては、少し課内でもかなり議論になりましたが、結論としましては、今の許可する場合の基本的な考え方の場所で文言もそのまま対応したいと考えております。

その理由としまして、前回の部会の中でも少しお話をさせていただいたのですが、許可

する場合というのは、「鳥獣保護法」の9条の中で、許可を取らなければいけないとなっているのですが、それが学術研究と有害捕獲の関係と、あと、その他の環境省令で定めるものとなっております。この④につきましては、その他、特別な事由を目的とする場合ということで、環境省令の施行規則の中に書かれているものになります。

その中に、愛玩のための狩猟の目的については、許可できるとなっておりますので、ここに入れているのですが、ただ、国が先ほど冒頭に説明させていただきましたが、基本指針をつくっております、その中で、原則として許可しないという形で書いております。そこに中に書いているのですが、原則として許可しないというのは、特別な理由があった場合というのは、都道府県知事が許可できるということになっております。

そのような形に変更すればいいのかと考えていましたが、この計画が、前回、平成23年度に改正したときに、1回、そのような議論が出ているようで、大阪府としては、国の基本指針の中にも捕獲を許可すると密猟を助長する恐れがあることから、今後は、廃止する方針で検討しているという文言が書かれてありましたので、大阪府については、一歩進んで原則という言葉を取ってしまっ、許可しないという形でいこうということになっておりました。

今回、法律改正に伴って基本指針もかなり触っているのですが、今回の基本指針の変更においては、国がつくっている原則という言葉が入ったままになっていましたので、非常に分かりづらいかと思いますが、今回は触らずにここに置いておいて、今後、国が基本指針に基づいて原則許可しないということになりましたら、この6ページのほうに移動させようかと思っております。

前回、高柳委員が、条例とかで、大阪府が許可しないと決めているのであれば、こちらに入れたほうが、許可しない場合の考え方に入れたほうがいいのではないかという意見もありましたが、今のところ条例とかではなくて、国の施行規則で定めておりますので、今回は、このままで対応したいと考えております。

次に意見の3です。11ページなのですが、②の鳥獣による被害発生予察表の作成ということで、予察表が付いております。この中で上から二つ目のシカですが、シカの被害発生地域が、府内全域にあるのはおかしいのではないかという意見が出ました。

それに対する対応状況ですが、シカの管理計画も策定しているのですが、こちらの計画の中で、管理区域を府全域としていること。それと泉州地域のほうでも、実際に今のところ農業被害が出ているという話まではいってないのですが、目撃情報はかなりあるということですので、それは府内全域で被害が発生する可能性があるということですので、修正はせず、現状のままで対応したいと考えております。

次に意見の4ですが、表紙に戻っていただきまして、資料1-3の11次計画の表紙です。こちらは平成27年5月29日に変更と記載があるが、これは変更で間違いがないのかという質問がございました。結論から申し上げますと、これは変更で間違いありません。

これは、先ほどもお話しさせていただきましたが、国が策定している基本指針がござい、こちらのほうが変更であるため、その基本指針に則して作成される都道府県の鳥獣保護管理計画も変更になるということです。

こちらは、今回「鳥獣保護法」の改正に伴って、国が示しているQ&Aにも明記されておりますし、念のため、国の担当者にも電話で確認しておりますので、これで間違いはないということですので、よろしくお願いいたします。

次に意見の5番ですが、法改正により名称に管理という言葉が加えられましたが、この名称をもってパブリックコメントなどを実施して公表することは、法的には問題はないのかということです。これはいわゆる「鳥獣保護法」が施行されていないのに、施行前に管理という名称を入れた新しい名称で、公表しても法的に問題はないのかという意見なのですが、こちらにつきましても、問題はありません。こちらについては、改正鳥獣法の附則の4条で、法施行前においても、都道府県知事が鳥獣保護管理計画を定め公表することができることとされております。

また、シカ・イノシシの管理計画につきましても、同じく附則の6条において、鳥獣保護管理事業計画と同様の規定が定められております。

次に一枚めくっていただきまして、2ページです。意見の6番ですが、これは項目としてはその他ということで挙げております。法改正により名称に管理という言葉が加えられたが、そもそも国の定義が間違っているのではないかという意見でございます。管理とは減少、縮小ではなく維持すること。府民に分かりやすいように補足説明することが、ある程度必要ではないかという意見がございました。

こちらの対応状況なのですが、こちらにつきましても、課の中でどのようにすべきか、いろいろ議論になりまして、ここの計画の中で考え方といいますか。定義に仕方をつらつら書いても、なかなか逆に混乱されるのではないかという意見が結構ありましたので、パブリックコメントを3月2日から実施させてもらったのですが、その前に大阪府として、パブリックコメントをしますよということで、報道提供しているのですが、その中で適正に管理していきますという文言を記載して、法律改正されたあとも、増えすぎているので、適正な範囲に少し減らしてという形です。

獲りすぎて絶滅させては駄目なので、そこは保護と捕獲のバランスに配慮して、適正な管理に努めていることで説明して、ご理解をいただければという形で考えておりますので、特に計画の中で何か触ったということではございません。前回の部会での委員の意見と対応状況については以上でございます。

意見が6つほどありましたが、修正したのは、6ページの許可する場合の基本的な考え方というか、基本的という言葉を追加したところだけです。この資料1-2と資料1-3、この内容をもって、3月2日から3月31日まで、30日間のパブリックコメントを実施しまして、府民の方から広く意見等を募集しました。

その府民の方からいただいた意見が、後ろから2ページ目なのですが、資料4-2と書いているところです。横書きになっています。第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画（案）に対する府民意見等を募集した結果、2者（うち1者は団体）の方から2件のご意見をいただきました。いただいたご意見等の概要、ご意見に対する大阪府の考え方は下記のとおりでございますということで、左側に、ご意見ご提言の概要を書かせてもらってまして、右側に、大阪府の考え方を書かせてもらっております。1者は個人で、1者は団体からい

ただいた意見なのですが、内容を見ますと、ほぼ同じ内容でしたので、それに対応する大阪府の考え方につきましても、同じ形で回答（案）をつくっております。

少しご意見、ご提言の概要を読み上げさせていただきたいと思います。基本理念として、人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全を基本として、野生鳥獣を適切に保護管理することによりとあるため、第6第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項1、方針で人間活動とシカ及びイノシシとの軋轢を軽減し、長期にわたる安定的な共存を図るため、第二種特定鳥獣管理計画を策定とありますが、ここでは調整を図るべき対象として、生態系被害を追加するべきではないかという意見がございました。

それに対する大阪府の考え方としましては、生態系の保護の上で重要な問題ということで、それは認識しております。ですので、引き続きモニタリング調査による生態系被害の状況把握に努め、必要に応じて、今後の計画策定時に追加するように検討してまいりますということで書かせてもらっております。

確かに今、シカがすごく増えているということで、高槻の現場に行ったりするのですが、すごくシカが増えているので何とかしてほしいという声をよく聞きます。実際に生態系被害が起こっているのだらうと推測はできるのですが、まだ、大阪府として科学的なデータが、まだ、あまりないもので、今、いろいろなところでモニタリング調査をしていただいていますので、その中で生態系被害について、どのような状況になっているのか。しっかり認識した上で、必要に応じてということなので、今後の策定時に追加するように検討したい。

この11次計画というのは5カ年計画でして、あと2年弱残っております。来年、早々には12次計画について、いろいろ野生部会の中でもご審議していただかなければいけないところですので、いろいろな科学的なデータを取りそろえた上で、どのような状況なのかをしっかりと把握した上で、追加していきたいと考えております。パブリックコメントの意見につきましては、11次計画につきましては、以上でございました。

ですので、前回、1月28日に開催しました野生部会の中から、この計画の中身について変わっているところは、6ページの許可をしない場合の基本的な考え方だけでございました。説明は以上で終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○石井部会長 ありがとうございます。お疲れさまでした。ということで国の法律改正の概要についてと、それから前回の委員の方からのご意見、その対応、それから、3月に行われたパブリックコメントの対応について、ご説明をいただきました。

それでは委員の皆さまから、ご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○高柳委員 教えていただきたいのですが、先ほどの変更の件ですが、鳥獣保護事業計画は附則の4で変更する。

○事務局（清谷） はい。

○高柳委員 でも、その下に附則の6条で、同様の規定が書いてあって、こちらは変更ではないということですね。

○事務局（清谷） そうです。少し書き方があれですが、シカとイノシシの計画についても、法律が施行される前であっても、公表して。

○高柳委員 いえ、そうではなくて、上の変更で間違いないのかという。

○事務局（清谷） 意見4のほうですか。

○高柳委員 変更で間違いないということできていますので、これはどちらも法律は変わる訳ですね。根拠の法律が。

○事務局（清谷） はい。

○高柳委員 なぜ、鳥獣保護事業計画のほうが変更で、保護管理計画のほうが変更ではなくて、新たにつくらなければいけないのですか、そこら辺が分からないのですが。

○事務局（清谷） 11次計画につきましては、「鳥獣保護法」の3条の中で、環境大臣が基本指針をつくるということになっています。その基本指針に沿って、各都道府県が各都道府県の実情に応じた鳥獣保護管理計画というものを作成しなさいとなっております。

今回、昨年12月の中旬だったと思いますが、国が最終的な基本指針の最終答申をいただいで公表したのがありますので、それが変更になっていますので、当然、それに対して作成される都道府県の計画についても変更になるということです。このシカとイノシシの管理計画のほうは、中身的には変更なのですが、非常にややこしいのですが。

○高柳委員 分かりました。

○石井部会長 基本方針が12月時点で、それに対応しているのが11次計画のほうで。

○事務局（清谷） そうです。新しい法律に基づいてやっていますので、要は根拠条文がなくなってしまうので、今のシカ・イノシシ保護管理計画だと根拠条文がなくなりますので、失効してしまうということなので、法改正までにいろいろな中身をまとめて、法施行が5月29日なので、その時点で、施行された時点で変更されるということです。中身的には変更して改正です。非常にややこしいのですが、そこはそのような考え方になっております。

○石井部会長 基本的にはどちらも同じ考えなのですが、そのような表現になっているということです。高柳委員、よろしいですか。

○高柳委員 はい。

○石井部会長 そのようなことで、ほかの点はいかがでしょう。ほとんどゼロ回答できているのですが、今回は、結構長い議論で国の定義が誤っているとありましたが、これはまた、ありますね。

○高柳委員 より重みを持ちますね。

○栗本委員 初めて来て大変申し訳ないのですが、少し質問させてもらっていいですか。

○石井部会長 どうぞ。

○栗本委員 このような事業の中で、先ほどの基本的な考え方とか、考え方という文言が入っているのですが、考え方ということ自身で、事業計画にあるものという考え方ですよという感じがありまして、許可しない場合の考え方、これは許可しない場合は、私たちはこのように考えていますという。どのような行政用語なのですか。6ページ、7ページなどは。

○事務局（清谷） これはそうですね。鳥獣を捕獲する際に、卵もそうなのですが、許可基準を設定ということで、(1)が許可をしない場合の考え方、ここに①から⑦まで書いて

いますが、これに該当するようなものであれば、許可をしないところと、(2)については、許可する場合は、基本的にこのようなことであれば許可をしますということです。(2)については。

○栗本委員 文言についてはいいのですが、考え方という言葉自身に、少し違和感があるなという気が、このような文章の中で。

○事務局(清谷) そうですね。一応、この1次計画をつくるにあたって、全く何も無い状況から都道府県が一からつくるということではなくて、国が一定、ひな形みたいなものを示しているのです。その中で許可しない場合の考え方、許可する場合の考え方というものが、都道府県の実情とか、いろいろな法律とか、そのようなものに則って、この①から丸何番までを入れていくことになっていますので、ただ、絶対にこの文言でなければ駄目なのかと言われると、そうではないのですが。

○栗本委員 行政官庁が考え方を示すことが、僕はそうだと思います。それを受けて、それをどのようにするのかというのは、以下の場合にあっては許可しない。不許可の場合とか、許可の場合を考えておいて、ずらっと並べておけばいいのであって、そこら辺の用語が少し分かりづらいという。見たときに、単なる考え方かと思われぬのかどうかという。それだけです。

○石井部会長 追加条例でこれは来ましたが、この考え方をもって、人を縛るということですね。そのようなことに少し違和感があるということですが、これはどなたか説明できますか。

○事務局(堤側) 考え方ということで、考え方が羅列してしまっていて、今度これをもう一度かみ砕いて、各、今でしたら市町村が、有害捕獲の基本の基準を持っていたりするのですが、その中に、この考え方の中を入れ込んでいるのです。そのときに書く場合は、例えば基本的な考え方のかみ砕いて、今、先生がおっしゃったように、ずらずら羅列していく方法も考えられますし、今、市町村である程度つくっているものに、見れば同じように基本的な考え方とそのまま書いているところもあります。

基本は、先生がおっしゃるように、考え方はこれですから、あなたのところはどうかということ、ずばずばと書いていくものかと思いますが、表現としてはこのまま、われわれは残して、そのまま市町村がもう一度書き直すという格好に、この形態的にはなっています。

○石井部会長 このようにやってきたという。国の説明であれば分からないですが、だいたい国のひな形があって、そのとおりやってきているところなのですねこれは、はい。どうぞ。

○阪口委員 意見のところの管理とは原則必要であるということと。隣に適正な管理、そのようなもので管理という言葉が出てくる以前には、ほぼ一点張りで、僕は保護した結果がこのようになっているのだから、保護という言葉を外しなさいとさんざん言った人間の一人なのですが、今度は管理という言葉が出てきて、適正な管理、あまりインパクトがなくて、適当にやりなさいという感じに受け取られて仕方がないのですが、これが本当に10年とかの計画で、国の環境省が言っているように、イノシシ・シカが、全国で半分にし

てしまうということが可能かと言え、大変何か言葉の意味で疑問に感じるところがありますが、ほかに僕は狩猟家で語学は専門ではないので、もっと何かインパクトのある文言が、あればと思いますが。

○事務局（堤側） よろしいですか。

○石井部会長 はいどうぞ。

○事務局（堤側） 一番はじめに、このA4の一枚もので、改正概要のところ、1の題名、目的等の改正というものと、2番の施策体系の整理というところに、同じような、今、おっしゃっていただいた鳥獣の保護と管理という定義について、これは前回の委員会でもいろいろ議論が出たことなのですが、今回、管理というものと保護というものを分けましよう。

以前は、今、おっしゃったように、保護の中に保護も管理も両方入っていて分かりにくいので、保護というものを出して、なおかつ管理というものを出して、保護はきちんと保護しましょう。管理のほうについては、きちんと水準に減少させましようということが書いてありますので、前の保護という言葉よりも分かりやすいかということで、今回、改正しますという改正内容なので、今おっしゃるように、インパクトということについてはあれなのですが、内容は前よりも、管理ということは、獲るということに強く色が出ているのかと思います。

○高柳委員 これを言うとまた繰り返しになりますので、あまりいいませんが、基本的には、もともとこの保護管理が出てきたのは、クマのように少なくなっても被害を起こす。駆除しなければいけない動物が出てきたときに、保護するけれども、管理として捕獲しますという意味で、保護管理と使っていたものを、そのようなことは面倒だからクマも増えてきたし、全部この際、管理するみたいな発想なのです。

でも、今、言ったように、例えばシカだっってどんどん獲って減ってくれば、今度は守らなければいけないということになれば、少なくとも維持は管理になります。増やさなければいけないほうは、保護するほうなのですが、例えばイリオモテヤマネコなども、たぶん保護しなければいけないような、何か被害があれば、それは捕獲して何か考えなければいけない。そのような意味で保護とあったものを、一方的に管理イコール個体数を減らす。ないしは維持すると決めてしまったので、すごく使いにくい用法になってしまっている。

今、おっしゃるような意味では、個体数を減少させという言葉を入れていったほうがいいので、実はこの適正な管理という言葉も、国からこの使い方をしている。これに正しいなりたくないような使い方なのですが、管理という言葉があまりにも偏った、一般的に使っていない使い方法律用語として、使われてしまっている、そこは誤解を招かないようにしてくださいということなのです。

○石井部会長 ちなみに、維持のほうは保護のところに書いています。

○高柳委員 維持は保護なのです。

○石井部会長 先ほどの国の上の3分の1ぐらいのところがありますが、保護というのは、増加させたり拡大させたりして。

○高柳委員 縮小させるのは全部減少なのです。だから、シカを個体数が適正になって維

持するようになれば、殺すのは全部保護することになる。保護のために殺す。要するに適正な数になってきて、狩猟を獲って全部殺すのも、全部、保護のために殺しているのですという話になるのです。管理と指導という話にならなくなってしまふ。そのようにすごくややこしい使い方になってしまったので、それは、たぶん一般の人は理解できないので、これは理解できるような形で、直接書いてくださいという。そのような話になります。この中でもめるぐらいなので、よほどもめることだと思います。

○石井部会長 ほかはいかがでしょうか。

○高柳委員 少し確認したいことができまして、第5の特定の猟具、一定猟具使用禁止区域の考えで、概要も分かりにくいですし、本冊の18ページです。今は73箇所あり、12万0921ヘクタールですね現在は。

○事務局（清谷） そうです。この計画が平成24年度からなのですが、計画開始前は。

○高柳委員 これは変更があつて。

○事務局（清谷） 変更したのが、平成26年度のところです。この128ヘクタール追加になったというところです。

○高柳委員 これはなかったのですか。

○事務局（清谷） もともとなかったのです。この計画を。

○高柳委員 一番困るのは下線だったのですね。

○事務局（清谷） そうですね。申し訳ございません。そうです。

○高柳委員 そうしますと後ろは2でもって下線が入るのですね合計で。

○事務局（清谷） そのようになりますね。はい。申し訳ございません。

○高柳委員 合計これは2で下線になりますね。

○事務局（清谷） はい。

○高柳委員 そうすると、その下なのですが、面積175というのは、これは何ですか。

○事務局（清谷） 面積175ですか。

○高柳委員 一番下です。

○事務局（清谷） これは128をプラスしなければいけないです。

○高柳委員 えつ。149プラス24プラス、121になるということですか。277に27を足すということですか。

○事務局（清谷） そうです。すみません。単純にこれはプラスしなければいけないのですが、今、平成24年度に149ヘクタールと24ヘクタール。

○高柳委員 301になるのですか。

○事務局（清谷） そうですね。すみません。申し訳ございません。

○高柳委員 301で下線になるということですか。前が74だったのが、75になる。

○事務局（清谷） そうです。計画の当初は73だったのですが。

○高柳委員 73が74になるという計画だったのですね。

○事務局（清谷） そうです。74の計画だったのですが、平成26年度に飛び込みで一件入ったということですので。

○高柳委員 それで75になってということですね。

○事務局（清谷） はい。  
○高柳委員 分かりました。  
○石井部会長 11ページですか。  
○事務局（清谷） 18ページです。  
○石井部会長 もう一度解説してください。  
○事務局（清谷） （2）の特定猟具使用禁止区域の指定計画、第8表がありまして、一番左上です。既設特定猟具禁止区域、箇所が73箇所、12万0921ヘクタールだったので。それで平成24年度に、149ヘクタールと24ヘクタールがあり、これだけの予定だったのですが、平成26年度に岬町の多奈川地区多目的公園というところを、特定猟具使用禁止区域に、新たにこの計画の期間中に指定しようという話になりましたので、平成26年度に128ヘクタール追加をしたというところですよ。

最終的には、計画終了時の使用禁止区域は75箇所、12万1222ヘクタールなのですが、その途中の増減するところが少しもれていまして、一番左下の175ヘクタール、ここは、すみません。128を足し込まなくてはいけないということで、301ヘクタールです。あと、一番上の26の下の箇所1のところの下線が必要ということと、計のところにも1となっていますが、2にして下線が必要というところでした。申し訳ございません。

○石井部会長 では、これは今回も保留しましょうということで。  
○事務局（清谷） はい。すみません。左下の箇所の2ですが、3になります。すみません。少し最終的な箇所と面積以外、足し算がきちんとできていませんでした。ここで修正させていただきたいと思います。申し訳ございません。

○石井部会長 高柳先生ありがとうございました。

○高柳委員 いいえ。

○石井部会長 僕は気が付きませんでした。

○高柳委員 見てどうも理解できなくて。

○事務局（清谷） すみません。

○石井部会長 ほかはいかがでしょうか。それでは、ただ今の箇所にありますし、ひょっとして、また、見つかるかもしれないですが、そのような場合、部会長に預かっていたら修正するというので、ほかにご意見がなければ、11次鳥獣保護管理計画ですが、お認めいただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、一部修正がありますが、それらを含めましてお認めいただいたとさせていただきます。

それでは、続きまして、「大阪府のシカ第二種鳥獣管理計画（第3期）」に係る説明をお願いします。

○事務局（桃木） 野生動物グループの高島の後任になります桃木と申します。よろしくお願ひします。座って説明させていただきます。お手元の資料の2-1と先ほど少しご覧いただいた資料4-1の3ページを使って説明させていただきます。

まず、資料2-1をご覧ください。こちらに特殊な変更項目について、記載させていた

だいておりました、項目一つ目なのですが、名称が第二種鳥獣管理計画として、文言修正をしております。表の二つ目なのですが、図表とか数値の時点修正で、この第2期をつかった当時は、平成22年が最新データだったのですが、データ等の時点修正ができるものに関しては、平成25年度のデータを入れて表を修正しております。大きくはこちらの点になります。

それでは、一枚めくっていただきますと、シカの第二種鳥獣管理計画の概要版を付けさせていただきますいております。こちらなのですが、資料4-1の3ページのご意見の①を見ていただきたいと思います。この中で計画の期間ですが、法の施行日からすべきではというご意見をいただいております。環境省の担当者に確認したところ、期間については、法の施行日の平成27年5月9日から修正しております。名称については修正する必要がないということなので、このまま行っております。

それで、概要版の裏を一枚めくっていただきまして、委員の先生方に事前に送らせていただいた資料等と少し修正している点がございまして、大きくくった三つ目なのですが、数の調整に関する事項なのですが、一番下に、今回の管理計画において、くくりわなは計の12センチを解除するというを継続して行うことになっているのですが、昨年度は、ツキノワグマが大阪府の豊能町で捕獲されたということがありまして、それを踏まえて、文言を追加させていただきます。こちらでくくりわなの径の制限解除を継続するというところで、ただし書きで、ツキノワグマの出没が確認された場合は、大阪府ツキノワグマ出没対応指針で統一するという記載をさせていただきます。この大阪府ツキノワグマ出没対応指針の中で記載させていただいている内容は、ツキノワグマの出没があった場合には、くくりわなの使用を控えるものとして、また、箱わななどオリ等については、一時的に蓋が閉まらないように固定する。もしくは、ツキノワグマが逃げられるように天井に30センチ程度穴が空いた、クマがそこから逃げられるようなオリを使用するように努めるという。ツキノワグマ出没対応指針で記載しております。それを踏まえて、こちらの計画の中にもツキノワグマが出没した場合については、その旨対応指針を統一すると記載しております。

次に資料4-1のご意見のパブコメなのですが、この中で6ページにおいて、図5なのですが、銃による狩猟によるCPUという目撃状況の表があります。捕獲効率の図がありますが、これがご意見で、捕獲状況に記載するのではなくて、生息動向の前の項目に記載すべきというご意見をいただきましたが、こちらに関しては、この捕獲効率の図は、生息動向及び捕獲情報の項の取りまとめとして、一番最後に、このまま記載したいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

次に意見3でいただいた点ですが、こちらは文言なのですが、11ページをご覧ください。真ん中辺りの(3)で、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施ということで、以前の資料ですと認定鳥獣捕獲等事業と記載しておりましたが、それが誤りでしたので、名称の変更をしております。

それから、ご意見の四つ目なのですが、13ページの(4)のその他の①の資源としての需要の検討ということで、シカ肉については、有効活用について検討する。それと捕獲

者がシカ肉を解体して販売する際には、国のマニュアル等を活用した普及啓発に努めると  
いう項目を記載させていただいておりまして、ご意見としてジビエ利用についても、記載  
すべきという旨のご意見をいただいております。

それに対する対応なのですが、現時点では、大阪府内で獣肉加工処理を行う事業主体が  
なくて、具体的な内容を記載することができないので、今回の計画においては、追記しな  
いということにさせていただきたいと思っております。

次にご意見5なのですが、少しページを戻りまして、11ページをご覧ください。ご意  
見をいただいた内容なのですが、昨年度のクマの錯誤捕獲があった点を踏まえて、錯誤捕  
獲防止について、追記すべきというご意見をいただきました。

これについては、11ページの7の数の調整に関する事項で、(2)の狩猟の一番最後な  
のですが、こちら先ほど概要版で説明していただいたとおり、ツキノワグマの出没が確  
認された場合は、大阪府ツキノワグマ出没対応指針のとおりとすると、ただし書きを記載  
させていただいております。

最後なのですが、少し重要なところを間違えていることに気づきまして、10ページな  
のですが、すみません。こちらは訂正を加えたいと思っていたのですが、あとになり申し  
訳ございません。

(2)の管理と目標の項目で、ちょうど管理の真ん中なのですが、このため引き続き防  
除対策を実施するとともに、積極的な個体数調整が必要であり、大阪府第二種鳥獣管理計  
画では、強い捕獲を継続して加え、生息密度を低減するために、700頭以上のシカの捕  
獲数を目標とすると書いていますが、ここに追記で記載を入れたいと思ひまして、その内  
容なのですが、700頭以上の捕獲を目標とするが、捕獲実績及びモニタリング調査の結  
果を踏まえて、必要に応じて見直しを行うという文言を追記したいと思っております。

こちらで追記したものを、後ほどお渡しするか送付させていただきますので、申し訳あ  
りませんが、こちらの差し替えをお願いします。

それから、資料4-1のページを一枚めくっていただきたいと思ひます。4ページなの  
ですが、(1)です。こちらに関しては、シカ・イノシシの保護管理検討会においていた  
だいた意見とその対応になります。

意見1としまして、生態系被害の項目を追加すべきというご意見をいただきました。そ  
れで10ページなのですが、先ほどの捕獲目標の項目の前なのですが、項目の追加ではな  
くて、生息密度を低減するためという文言を追記しております。生態系被害については、  
次の計画の際に、あらためて先生方にご意見を伺ひまして、議論させていただきたいと考  
えております。

次の意見の②です。10ページです。こちら少し内容が誤っております。まず、管  
理の目標なのですが、いただいたご意見が、こちら10ページの同じ括弧の管理の目標3  
行目で、第3期8ページで、平成22年の農業被害は、被害金額が8000万円、被害面  
積が50ヘクタールという高い水準にあることから、この計画の実施により、農林業被害  
額及び面積の半減を目標とするという記載があります。

それでいただいたご意見なのですが、農林業被害の金額が半減に達成したとしても、引

き続き対策を継続すべき、被害が少なくなっても対策を元に緩めると元に戻ってしまうので、対策を続けますという内容を追加すべきというご意見をいただいております。

それについての対応方法なのですが、実際、平成25年度なのですが、イノシシの農林業被害が目標金額の半額を、単年度で達成しているのですが、今後、単年度の達成で、同じように達成するような判断をするべきではないと考えております。引き続き、実施しながら経過を見ていくために、今回の計画変更を行っているところになっております。

それで、被害の状況については、環境農林水産総合研究所のほうで、JAを対象にして、農業被害のアンケート調査を実施していただいております。農業被害が大きいと感じている人が増加傾向にあるというデータがございます。そのようなデータも踏まえて、次期計画の策定時までに管理の目標として、この農業被害アンケートに関しても、位置づけ等の議論を、あらためてさせていただきたいと思っておりますので、今回の文言については、このままでいかせていただきたいと思います。シカの案については以上になります。

次に4-2です。4-1と同じようにくくっているのですが、2ページのパブリックコメントを募集しまして、その結果なのですが、先ほどの11次鳥獣保護管理計画と同様に、生態系被害を追記すべきだというご意見を伺っております。これに関しては、先ほどお伝えしたものと同様に、引き続きモニタリング調査を実施していきまして、今後の計画策定時に、必要であれば追加するように、検討していきたいと思っております。

次なのですが、こちらはシカの保護管理計画で、4ページに図がありまして、こちらに関しては、大阪府による捕獲数の推移で、平成25年度まで、現在からデータを反映させていただいております。ただ、こちら4ページの表1なのですが、個体数の推定生息密度の推移の表がありますが、こちらに関しては、現時点では正確な推定生息密度を測定するツールがないために、平成21年度以降に関しては、推定結果等を出していませんので、現時点で最新のもの、平成21年度までのものとなっております。

それから少しページが飛びますが、5ページの表2なのですが、こちらも平成23年度までの計画になっておりまして、こちらに関しては、捕獲数の計画等については、正確な個体数推定が困難であるため、個体数管理の捕獲計画を作成していませんので、こちらも作成していた最新の平成23年度までということで、パブリックコメントの回答とさせていただきます。

それから、パブリックコメントの大きな2つの下なのですが、こちらも上記のご意見とほぼ同じ内容ですので、同じように回答させていただきたいと思っております。以上が「大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第3期）」の説明になります。

○石井部会長 はい。ありがとうございました。それでは、シカの管理計画ですが、何かお気づきの点等ございませんでしょうか。

○高柳委員 もう少し資料がほしいです。ここで終わりたいとか、あとで議論するみたいなことで、この場で何を話していいのかわからないので気をつけていただきたいと思います。今のことでパブリックコメントに対する回答で、放置林について、平成21年度はつまっているのではないかと聞いたときに、今のような使い方ならば、表1の下に平成22年度以降の推定を行っていないということを書いておかないと伝わらないですね。隠

しているのではないとか言われるので、行っていないと明記すれば、このような質問が出てこなくてすみませんが、これは明記したほうがいいのではないかと思います、格好悪いということもありますし、ご検討いただきたいと思います。

それから、一番最初のところに、図表、文言、数値を平成25年度に変えているということで、先ほどの表2ですが、もともとの計画は平成29年までの計画ですので、そうであれば、当初の計画は平成29年までであるはずですので、平成25年度、この捕獲実績は、少なくとも入っていますし、ここで平成25年度まで通常、書いているということは、平成25年度まで捕獲実績はあるということになると思いますが、これは、捕獲実績は実際にあるわけですね。

○事務局（桃木） 捕獲実績につきましては、4ページに平成25年度まであります。

○高柳委員 その下の推移があって、そういう意味では、グラフには平成35年度まであり、なぜ、この表が平成23年度までなのですか。これは矛盾しています。一目で矛盾していると思いますので、ここは訂正していただかなければ、よく分からないことになりません。

○石井部会長 事務局、いかがですか。少なくとも表の2は直せるかと思います。

○事務局（桃木） 表の2はデータがございますので、修正させていただきたいと思いません。

○石井部会長 表の1はどうしますか。高柳委員は、親切に書いたほうがいいかもしれませんが、おっしゃっているのですが。

○高柳委員 このようなパブリックコメントがあるのであれば、ここに書くべきではないかと。ただ、それだけです。それはいろいろ考えがあっての上かもしれませんので、何とも言えませんが。

○事務局（堤側） これはお一方のご意見ということでは、ほかの方から、かなり多い人から、これは、おかしいというご指摘をいただいているわけではないので、お一方なので、その辺は分かりながらというのはおかしいですが、納得していただいているのかということであれば、注を付けなくて、そのままの形で思っているのですが。

○高柳委員 それが議事録に残っているということなのです。

○石井部会長 よろしいでしょうか。ほかの点はいかがでしょう。

○栗本委員 この11ページの下、(2)の生息環境の整備というところなのですが、複層林や長伐期施業の促進、適切な間伐の実施等多様な手法による健全な人工林の育成、里山林の再生等により、放置森林の提唱に努め、シカ本来の生息地を確保するものとして書いているのですが、これは管理計画と整合する文言なのですか。先ほど生息数の縮小も入っているのではなかったのでしょうか。管理計画の中に、わざわざそのようなことをして生息環境を努めるということ、管理計画の中に入れるべき言葉なのですか。要件なのですか。

○高柳委員 それが管理という文言の大問題なのです。その農林業被害をなくそうと思ったときに、農作物を食べられないようにするために、ほかの餌がなくなってしまっているのはいけないので、餌を増やすことで、絶対数を減らしつつも被害をなくすといったときに、暗

くなくて餌がなくなったり、シカが過密になり餌がなくなってしまうたり、そのような森林があると個体数をいくら減らしても被害は出続けるので、減らしつつ環境を良くして被害をなくすという方向にいかなければいけない。個体数を減らしつつも、環境を良くすることで、農林業被害が、要するに自然のものを食べてくださいと。人間が被害と認定しない。そのような環境をつくる。

○栗本委員 だから、その言葉自身にも、非常に引かかるのですが、人工林が非常に生息環境を悪くしているということにしか読み取れないのですが、そのようなことは、私は、ないと思っています。

○高柳委員 難しいですね。それは、おっしゃるとおりで。

○栗本委員 だから難しい判断を、わざわざここで書いてまで、生息環境を広げるというような、この趣旨に反するような鳥獣の管理というのは、適正な水準に減少させ、または、生息地を適正な範囲に縮小させることと、わざわざ書いているにもかかわらず、このような文言が入っていて、本当にいいのかとお聞きしているのです。

○石井部会長 新しい指摘なのですが。

○栗本委員 法の趣旨からいって、前のものを引きずっているから、たぶんこのようなものになっているのではと、私は推測するのですが。

○事務局（堤側） 今、ここで管理というカテゴリーの中に入ってしまうということで、少し入れ方が、先ほど高柳先生がおっしゃったように、変な格好で入っているのですが、被害というところに視点を当てれば、今、高柳先生のおっしゃった農業被害以外のところでも、当然食べてほしいということがあり、なおかつ、本当はここにはなかなか書き切れていないのですが、一方では柵をやって食べないようにするというディフェンスの部分もあります。

この獲るというのはオフENSEの部分もある。そのほかにも生息環境を整えて、そちらに行ってくれということもあるということであれば、この辺、先ほど高柳先生のおっしゃった前の保護計画という中身のまま引きずっているところであれば、仕方はないかと思いますが、ただ、ここに人工林自体がという書き方ではなくて、適正な森林整備を行いということで、なかなか表現的には難しいかも分かりませんが、その辺を引きずったままの格好の文言で、今のところ書き込みは難しいかと思います。

○石井部会長 11ページの8という項目自身が不思議な項目になってしまうのですが。

○高柳委員 そのようになりますね。生息区域を減らすために住めない環境をつくれという。そのようにするという話になります。

○石井部会長 どのようにしましょうか。少し地区を補えば、これでも解消できるのであれば、観点は被害補償の問題もありますね。

○高柳委員 そうですね。ですからこのように。

○栗本委員 それともう一点ですが、私たちは林業被害の中で最も大きい被害は、直接的な植栽木がというよりも、今後の森林更新がうまくいくのかどうかということ、非常に危惧してしまっていて、切ったあと天然更新ができるのか。それから、人工林でもそうなのですが、更新がきちんとできるのか。間伐したあと本当に草が生えてきて、間伐の当初の目

的どおりの、ここに書いているような健全な森が間伐したことによってできるのかどうかという。

根本的なことを、非常に危惧している現実ですので、このように書いていけば、あまり被害がないような、今は、現実の間伐しても、そこが、本当にかえって間伐したことにより、シカを誘導してしまって、その辺りで表土が見えてしまうというような、そのようなことになりかねないような、そのような被害を私たちは認識しております、ここで文章を書くとしても、そのようなことも踏まえて、検討していただきたいと思います。現実には生やさしいものではないのかなという。林業のそもそもの一番の元である森林が、うまく更新できないのではないかと、一番危惧しております。

○高柳委員 今の点でいきますと、まさしく個体数を減らすことと、次の項目である被害をなくすという二つのことで、間伐したあとでも困らなければいけない。そのようなことを減らなければということになりますので、生息環境の整備とか、少しあれですが、本来であれば森林環境の整備という名前のほうが、ごまかしがききやすいような気がします。

○石井部会長 8の生息地の保護、整備に関する事項となっておりますから。

○高柳委員 だから生息環境の保護も閉じ込めるべき森林に動いて、最終的に住むと。要するに生息数を減少させて、ここにシカいてくださいというところの、生息環境を悪化した場合、ここを回復しますという意味にとるしか。方法の考え方としてないという。説明するとすれば。

○石井部会長 そうですね。これは(2)の真ん中の段落がスカットとなければ、それなりに意味は通じるのですが。

○高柳委員 今、部会長がおっしゃられたように、発想の存在意義を問われるような内容の。

○石井部会長 結構、深刻な問題ですね。パブリックコメントも終わっていますし、ここで決めなければならないのですが、会長どうしましょう。

○阪口委員 そうですね。11ページの8の絵でも生息環境の整備、いわゆる耕作放棄地とかうたわれていますが、僕らが実際に猟で山に行きますと、俗に売り物にならない物を、山にたくさん捨てるのです。はっきり言って僕らはそれを拾って帰るのです。少し姿が悪い。少し小さいというだけで、味は全く一緒です。むしろ霜がかかってハッサクなどはおいしいのです。売っているものよりおいしいのです。この間は、有害捕獲で和歌山に行ったのですが、タマネギを阿呆ほど放ってあります。イノシシやシカがそこは紀の川市粉河というところなのでシカはいないのですが、イノシシが好んで食べないものだけが残るのです。

それを僕らがいただくということで、ミカン、イノシシは好物で木に成っているところをもぐのです。ミカンはさほど放ってないです。ハッサクとかタマネギとか、いっぱい放ってあるわけです。これも一つ以前から言っているように、じゃまくさいけれども、何かの処置を講じなければ、シカやイノシシの餌づけをしているようなもので、味を覚えれば放ってある物も成っている物も彼らにすれば関係ないから、一端、味を覚えれば、出荷前の一番おいしいところを選んでいきますので。

○事務局（西池） 新聞で今、問題になっているところについては、過去の計画からずっとあった文言だと思います。基本的に、今、おっしゃっているように、いわゆる森林整備の中でこのように書いていますが、本当は全体的から言えば、これは合っているのですかというご意見の中で、当然、課の中でもこちら辺は親密に議論していなかったのですが、ただ、基本的な話としては、ここに書いてあること自体のいわゆる方向性としては、このようなこともしていかなければならないという。うちのほうのみどり関係とのご意見の中で調整している言葉なので、少し今すぐにこれを消すとか、今すぐここでというのは、すみません。無理だと思います。ただ、今いただいたご意見については、すみません。今まで議論しなかった部分もあると思いますので、少し真摯に受け止めて、これについても議論させていただきます。

ただ、今回については、このような形の中で置いていただいて、基本的に、また、後から説明があると思いますが、今回、いろいろな話の中で、私も3年目になりまして、だんだん知恵といますか、中身が見えてきた部分があり、おっしゃっているとおり、すごく分かりづらい。この中でもクマの話とかいろいろな話の中で、今、数字の話もありましたが、僕としては、高柳先生のお話にもありましたが、すべて分からなければ分からないと。今、言っているように隠さずに、これはなぜ出ないのかということも、すべてははっきりしたほうが、僕はいいと思います。そのようなものについては、別に隠すべき数字なんて何もない。

分からないものは分からないし、推定できないものは推定できないというのは、当然だと思います。

ただ、今、国のほうからも、いろいろなシカの数、後で出ますが、階層ベイズですか。すごく幅の広い数字が出てきて、非常に見るべき人が見ますとすごく混乱するような数字を出してきています。われわれとしてもこの中で、例えば出てくる目標数値、700以上という以上はいったい何なのか。よく分からない。以上という数字はいったい何なのか。ただ、この3500とか、3800以上という数字が付いている。

このような数字はどのように見ていくのかということについて、過去の推定数字はすごく分かりづらい。今も話したのですが、分かりやすく言えば、今後、われわれは何をすべきかと言えば、そのように現実を捉えてきた数値と、今、食みセンターにやってもらっているようないろいろなデータをやって、今、言われているのは密ですか。いわゆる生息密度というものが減っているのか増えているのか。まず、そのようなことを見ながら、増えている頭数についてどのようにやっていくのかということ、分かりやすい方向でやっていって駄目なのではないかということ、今、話しています。

この間から、先ほどの話の中で、直前に僕は変えろと言ったのですが、なってしまったのですが、少なくとも見直すということも頻繁に入れて、この計画でこの数字で決まればこれではなくて、やはり数字を見ながら、どんどんある程度先生方のご意見も聞きながら変えていくということもありだと。そのような方向にいかなければ、今、農業被害がこれだけ大きな問題になっていて、大きな問題になっていながら、これは保護計画ですなのですというようなことを、のんびり掲げているとかえってわれわれとしては、一般の方から

もたたかれますし、何をしているのですかということになってきますので、そのようなことに対しては、今、言っている森林被害もそうです。

基本的に被害が出てくるということに対して、われわれはつかめてないのですが、そのようなこともデータのつかみながら、今後、変えていくという方向で、これはそのような方向でやりたいと思っていますので、少しこのことについては、今すぐここでどうのこうのというのは、すみません。勘弁していただいて、これはこれで、少し今回は、いかせていただければありがたいと思います。

○石井部会長 はい。ということでパブリックコメントも終わっていますし、次の第4期の審議が始まると思いますので、その中で、総合的なスタンスにしたいということですね。

○事務局（西池） はい。

○石井部会長 では、これも議事録に残して。

○高柳委員 そうですね。

○石井部会長 課題は認識したと。

○高柳委員 本当は、保護管理検討会でこのような話が開催されて、保護検討会の中で、よりもっと専門家がいるので、そこの中で話された。それが拳がってきてここで審議するという形になると思いますので、検討会のほうで話していただいて、手順としてはそれを踏まなければ、オーケーを取る場合、超えてやってしまうと、この検討委員会の意義がなくなってしまいます。この辺も少し。

○栗本委員 それと保護検討会で審議していただくのであれば、植生被害調査だけで生態系被害は困難だと思います。言葉としては、むしろ先ほど申し上げましたように、もっとダイナミックなモニタリング調査をしてほしいと思います。例えば木を伐採して、本当に天然更新ができるのかとか、それを1、2年刈って、きちんと更新しているとか、していないとか。そのような実験的な調査を、ぜひ、してほしいと思います。

単にここに書いているような、希少種が消失しているとか、していないとかではなくて、もう少し生態系をダイナミックに捉えていただいて、それをモニタリング調査をしていただきたいと思います。

○高柳委員 生態系のことに決めて、今、他府県では、兵庫・京都・滋賀そこら辺では、下層植栽の生態調査という手法も確立されていまして、それを見たことで、今、おっしゃったような、明るいところで柔軟な、いろいろな指標を見て判断するという方法がありまして、たぶん大阪でも同じようなことをすれば、今、おっしゃったようなことを反映するようなことが出てくるのではないかと。

○栗本委員 ただ、大阪と兵庫は違いますが、大阪にはむしろ兵庫県でやっているような場所が、既にあまりないと思っています。高齢化していますし、そんなに林園であれば多少あるかもしれませんが、里山、いわゆる草原のようなどころもあまりありませんし、そのような意味では、本当にモザイク的な森林データになっていないので、そこら辺は人工的にそのような場所もつくっていかなければ。

○高柳委員 でも、京都でもやっていますし、同じような公営の人工林があるということでも、いろいろしていますので、実験的なことをやりますと、その分、遅れていきますの

で、実験的な結果を待つ、次の年度までに結果を出さなければいけないということになり。

○栗本委員 われわれは現場を見て、本当に更新できるとか、そのように判断をさせていただけなければ、今も所有者の人が、例えば保安林などで木を切った後、本当に更新できるのかどうかということが不安なのです。そのようなことで木を切っても、これだけシカが減ったのできちんと更新できますという。そのような議論ができる場がほしいのです。

○高柳委員 言っている意味はよく分かりますが、そのデータがないです。全国どこでもないのです。

○栗本委員 そのようなことを率先してやってほしい。森林組合は協力させていただきますので、場所とかそのようなことであれば。

○高柳委員 おっしゃる意味はよく分かりますが、それはなかなか難しいです。

○栗本委員 ぜひ、そのようなことも検討してほしい。切り捨てるのではなくて、ぜひ、ご検討してほしいと。

○高柳委員 分かりました。

○石井部会長 今日は、本質的な議論ができていますと思いますが、では、とりあえず今のことについては、課題はありつつも、今の時点で、決定させていただきたいと思います。ほかはいかがでしょうか。はい。どうぞ。

○阪口委員 僕は一番大事なのは、狩猟枠をもっと大きくする。これがやはりカンフル剤になるのではないかと思います。今の「鳥獣法」と「銃刀法」が、一番問題が大きくて、例えば今、聞いているのは、狩猟では全国集めても17億数千万、ところが、今、有害捕獲に支出しているお金が、市町村、都道府県、国を合わせて300億を超えたと。僕は250億だと思って、先月、東京の会議に行っていましたら、いや、もう300億を超えていますと。これは少しおかしいのではないか。そんなこと狩猟する者からお金を取っておいて、片方で有害をやってくださいお金をどんどん出します。

これは少しまずいのではないか。発想の転換をしなければ、例えば狩猟でもイノシシ・シカを1頭獲ればいくらあげますというのであれば話は分かりますが、有害のときしか獲らない。7割です。例えばハンターが行って猟期の終わりであれば、「あっ、あそこにいる」「今、撃てばお金にならないから止めておけ」と。「どこにどれだけ居るのかだけ覚えておけ」と。猟期が終わってひょっとして有害が起きてくる。そのときにやりましょうか。そうすればお金になる。有害がお金儲けのネタに利用されている。これは根本的に間違いないのです。有害捕獲というのは、農林業の被害軽減をするためにあるのが有害捕獲であり、何も金儲けのネタに利用するものではないわけです。

だから人身事故の60%以上が、有害捕獲中の事故なのです。撃てば金になる。無理して撃つ、それが事故につながる。はっきりデータが出ているわけです。ですから僕が思うのは、都道府県に狩猟税の税収がなくなるのはやむを得ないかもしれませんが、狩猟税は取りません。その代わり従来どおり保険、大日本共済であるとか、一般の保険であるとか、保険はたっぷり入っていただいて、狩猟期間であれば、日本全国どこへ行っても自由に狩猟してくださいと。それで獲りきれないものは、初めて被害の多いところに関しては有害捕獲で獲る。これだと話は分かりますが、今は本末転倒で、何を考えているのかというの

が僕の考えで、それで狩猟人口が減った。これは鉄砲の所有者が減った。これは当たり前のことです。警察庁が銃に対してこれだけ規制をかけてくれば、これは減るのは当たり前です。

持っている者でもこれほどうるさいのであれば、わしは鉄砲やめだと言って、随分減りました。先輩がやめると言って、そこへ若い者に新たに鉄砲の許可が下りない。それは狩猟人口が減るのは当たり前です。減らすことを国がやっておいて、被害が増えたから、今度は金を使ってやる。何をしているのかと思います。実に考えれば考えるほど矛盾だらけといえますか。よくこのようなバカなことをしているというのが、率直な僕の考えで、狩猟枠を増やすためには、即効性があるのは狩猟税をなくす。日本全国どこへ行っても獲ってくださいと。これが一番手っ取り早いです。金額から言えば恐ろしい17、8億と300億を超えているのですから、誰が考えてもこのようなバランスの取れない話です。

○石井部会長 はい。ありがとうございます。では、コメントということにしまして、時間が迫ってまいりましたが、少し事務局側の修正点もありますし、表のところと文言のところもありますので、先ほどと同じように、この後少し出てくるかもしれませんが、部会長に預らせていただいた形で、この承認をいただければと思います。よろしいでしょうか。

○高柳委員 それでいいのですが、文章だけは送っていただかなければ。

○石井部会長 そうですね。では、文章だけ、よろしくお願いします。先ほどの口頭の部分と表の部分ですが、後で訂正作業をお願いします。その修正をもってここの部会の答申とさせていただきます。

それでは、時間がなくなってきましたが、イノシシのほうにまいりましょうか。第二種鳥獣管理計画ということで、説明をお願いいたします。

○事務局（桃木） 引き続き「大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第2期）」の変更点について説明させていただきます。資料3-1をご覧ください。先ほどと同じように書かせていただいております。第二種鳥獣管理計画として文言を修正させていただいているものと経過の修正で、平成22年度から平成25年度まで、最新のデータが入る分については、訂正させていただいております。

同じく2枚めくっていただきますと。こちら概要版を付けさせていただいてまして、その概要版の裏に、先ほどと同じくイノシシに関しても数の調整に関する事項で、ツキノワグマの出没が確認された場合は、大阪府ツキノワグマ出没対応指針のとおりとするというものを、事前に配らせていただいたようにさせていただいております。

先ほどご覧いただいたものと重なる部分がありますが、資料4-1の3ページをご確認いただきたいと思います。こちらは、前回の野生生物部会において、ご意見をいただいた分とその対応をまとめております。先ほどと同じなのですが、意見1で期間についてと名称についてご意見をいただいております。その点については、期間については、平成27年5月29日から修正しております。名称については、修正する必要がないということでしたので、そのままにしております。

次のご意見ですが、意見③のところですが、先ほどと同じく、3の資料ですと13ページ

の(3)です。指定管理鳥獣捕獲等事業の文言を修正させていただいております。それとご意見4の先ほどのシカと同じなのですが、16ページの(4)その他で資源としての利用の検討項目の中で、事例利用について、追記すべきというご意見だったのですが、現時点では食肉の獣肉加工処理の実施主体がないので、今回については、記載しませんということにさせていただきたいと思っております。

少しページが戻りますが、クマの錯誤捕獲防止ということで、先ほどのシカと同様に、13ページなのですが、数の訂正に関する事項の(狩猟)の項目で、くくりワナの12センチメートルの底辺解消の後に、ツキノワグマの出没が確認された場合は、大阪府ツキノワグマ出没対応指針のとおりですという文言を追加させていただいております。こちらは、野生生物部会でいただいたご意見とその対応について、まとめさせていただきました。

それで、一枚めくっていただきまして、4ページなのですが、こちらがシカ・イノシシの保護管理検討会についての意見で、ご意見の2番なのですが、こちらは先ほど説明させていただいたとおり、少し文言を間違えておりまして、いただいたご意見としましては、平成22年の農業被害の金額の半額を達成しても対策は継続すべきということ、記載すべきというご意見をいただいております。

こちらについては、先ほどと同じで、農業被害金額が目標に達成したのですが、単年度の達成で、これによって対策の程度については判断すべきというところまでのデータを集めておりませんので、引き続き対策等を継続しながら経過を見ていくものとしております。

それで先ほどと同様に、大阪府立環境農林水産総合研究所のほうで、農被害のアンケートを、JAを通していただいておりますので、その中で農業被害が大きいと感じている人が多いので、その内容を追記するとともに、次回の計画のときに、そのアンケートをどのように計画の中に位置づけるのか、今後、検討していきたいと考えております。

次にご意見の3番ですが、結果が12ページになります。12ペーの下から3行目で、引き続き被害防止対策を実施するとともに、積極的な個体数調整を行うことが必要であり、大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画では、強い捕獲圧を継続して加えて、生息密度を低減するため、3700頭以上の目標数にすると記載させていただいております。

これに対するご意見で、目標頭数の3700頭が達成できなければ見直すのかということと。または3500頭にしてはどうかというご意見をいただいております。

それについての対応ですが、今回、変更する内容ですが、前回、立てた計画の期間中なので、今回については、捕獲目標は変更しないとさせていただきたいと思っております。ご意見いただいております捕獲効率とか、農業被害は、先ほど説明させていただきましたアンケートの結果については、どのように次の計画に生かしていくのかということは、また、議論させていただきたいと思っております。

次に意見の4番ですが、普及・啓発ということで、府民に向けてイノシシの出没等の対応方法を、普及・啓発すべきというご意見をいただいております。それにつきましては、こちらの計画の中には書いてないのですが、大阪府のホームページ等で、府民に向けた出沒状況のページがございまして、その中にイノシシとかシカ、ツキノワグマ、サル等の出沒状況の内容を取りまとめております。

そのときの対応方法についても、ホームページで周知を図っているところです。今後各市町村とかの関係団体の会議等で、イノシシとかが出没したときの対応方法について、周知徹底の強化を図っていただきたいと思っていますので、今回については、項目の追加はなしとさせていただきたいと思っております。「大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画」の説明は、以上です。

○石井部会長 はい。ありがとうございました。それでは、イノシシのほうも同様なのですが、いかがでしょうか。こちらは、8という項目は、13ページにあっさり書いてありませんが。

○高柳委員 イノシシは森林被害があまり目立たないので、でも今、実際シカが活動修正した後に、今度イノシシが掘り返すということが、目立ち出していますが、普通は、ほとんど森林被害はないので。

○石井部会長 クマだから、シカと違ってあまり問題にならないのかもしれませんが、ほかはいかがでしょう。

○高柳委員 少しどこで言っているのか分からないので、シカもイノシシも共通なのですが、ツキノワグマに関する情報のところの書き方ですが、ここ13ページにちょうどありますが、「何々のとおりとする」。かなりきつい言い方だと思います。こちらの指針のほうを見たのですが、指針の中にも、例えば原則として、そのような言葉はありませんので、この中で、原則として指針に従うものとするみたいな感じのほうか、対応に柔軟性が取れていいのではないかという気がしますので、場合は、原則として大阪府の対応方針に従うものとするという表現が柔らかくて、柔軟性が取れていいのではないか。そうではなくこのとおりだとすれば、こちらに原則としてが、たくさん入ってればいいなと思って見たのですが、あまり原則としてという言葉が書いてないので、少しここでごまかしておいたほうが、動きが取りやすくなるのではないか。

○栗本委員 この場合のツキノワグマの出没というのは、範囲をどの程度のことを想定するのか。例えば北摂の中で出没すれば、ツキノワグマの行動半径を考えて、全体をやるのですとか、この中でそのようなことは、一応、想定されているのですか。

○事務局（堤側） 半径いくらうんぬんというのは、今のところはしていません。出没が確認されて、今、言っているのは、普段の生活ができないような範囲、そのうち学校の登下校などに、親がついていかなければならないという精神的な被害の及ぶ範囲については、このようにしましょうという。

○栗本委員 今、高柳先生のおっしゃった狩猟のツキノワグマのところに、とおりとするところでも書いているのですが、このツキノワグマの出没が確認された場合、狩猟とツキノワグマの関係は、何か一定の範囲とか、定めているのですか。

○石井部会長 例えば大阪府のどこかで見つければ、大阪府全域でというわけではないです。

○事務局（堤側） というわけではない。

○石井部会長 それは書いていないから。

○事務局（堤側） 分かりません。

○石井部会長 そのようなことだと思います。

○事務局（西池） 指針の中で、一応、対応すると書いていたのではないか。そのところに大阪府に隣接する市町村と決めていなかったかな。

○事務局（堤側） 大阪府の周辺、隣接する都道府県の森林と接するところとはという大前提はあります。ただ、今おっしゃっているように、どこで出ればどこまでやるのかというところの記述はしていません。ただ、現実的な問題として、出没状況などを見ると淀川よりも以北ということに、現実的な場合はなるかと思えます。

○栗本委員 その程度の範囲の決め方ですので、先ほど先生がおっしゃったように、そこももう少し緩める表現のほうが、全体としていいような気がします。

○石井部会長 確かにそうです。ここは、文言が正確に高柳先生のほうがいいのかどうか分からないですが、原則としては従うものとするぐらいにすればいいかと思えます。これはシカのほうも同じです。

ほかはいかがでしょうか。では、これも同様に部会長に預らせていただいて、何かあれば言ってください。そのまま少し修正が入るということを前提にしたいと思えます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。本部会の答申に基づいて、環境審議会に答申しますので、そのようなことで、修正の上で答申することにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局（清谷） 委員の皆さまにおかれましては、熱心にご審議いただきましてありがとうございました。また、本日は資料の準備が遅れたことと、いろいろ不備がありまして、誠に申し訳ございませんでした。本日の部会でご審議いただきました内容につきましては、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領に基づきまして、知事に対して、環境審議会から答申されることとなっております。

なお、大阪府の環境審議会、いわゆる本審議会と言われるものですが、6月に開催の予定となっております。その際に、石井部会長から、本日の審議及び採決について、ご報告いただく予定です。

また、本日、答申をいただいた最終の3計画（案）につきましては、パブリックコメントでお寄せいただいたご意見に対する大阪府の考え方と併せて、大阪府のホームページのほうに公表して、その後、大阪府の公報に告示され、「改正鳥獣保護法」の施行日、5月29日をもって、変更されることとなっております。

それでは、これで本日の会議を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

閉会 午後5時02分